

各支給認定保護者の皆様

社会福祉法人 馬天福祉会
愛地友遊保育園
理事長 兼島 繁

令和 7 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。、

<各月ごとの年齢別の公定価格の額>

	1 号認定（教育）			2 号認定（保育）				3 号認定（保育）			
	4 歳児 以上	3 歳児	満 3 歳児	4 歳児以上		3 歳児		1・2 歳児		0 歳児	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4 月				85,917	75,610	100,230	89,930	163,400	153,100	254,450	244,150
5 月				80,870	70,570	95,190	84,890	158,360	148,060	249,410	239,110
6 月				86,110	75,810	100,430	90,130	163,600	153,300	254,650	244,350
7 月				85,910	75,610	100,230	89,930	163,400	153,100	254,450	244,150
8 月				85,910	75,610	100,230	89,930	163,400	153,100	254,450	244,150
9 月				85,510	75,210	99,830	89,530	163,000	152,700	254,050	243,750
10 月				85,510	75,210	99,830	89,530	163,000	152,700	254,050	243,750
11 月				85,510	75,210	99,830	89,530	163,000	152,700	254,050	243,750
12 月				85,510	75,210	99,830	89,530	163,000	152,700	254,050	243,750
1 月				85,510	75,210	99,830	89,530	163,000	152,700	254,050	243,750
2 月				82,960	71,890	102,650	91,570	170,550	159,410	269,230	258,210
3 月				102,490	91,420	122,180	111,100	190,080	178,940	288,760	277,740

<各月ごとの副食費徴収免除の場合の加算額>

4, 5, 6 月（1 号）				4, 5, 6 月（2・3 号）	4,800	4,800	4,800
7, 8, 9 月（1 号）				7, 8, 9 月（2・3 号）	4,800	4,800	4,800
10, 11, 12 月（1 号）				10, 11, 12 月（2・3 号）	4,800	4,800	4,800
1, 2, 3 月（1 号）				1, 2, 3 月（2・3 号）	4,800	4,800	4,800

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび実績を御報告するものです。（あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）